



28

夫と妻の
家事時間



京都市男女共同参画推進課より

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」
(配偶者暴力防止法)が改正されました。—平成16年12月2日 施行—

配偶者・パートナー等からの暴力に関する通報、相談、保護、自立支援の体制整備を目的に平成13年4月に制定された「配偶者暴力防止法」が改正・施行されました。(※)

- 主な改正点
- 身体への暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も「暴力」とみなされます。
 - 離婚後、元配偶者から引き続き暴力を受ける場合についても保護命令の対象となりました。
 - 被害者と同居している子ども(未成年)への接近禁止命令が可能となりました。
 - 退去命令の期間が2週間から2箇月に延長されました。

配偶者・パートナー等からの暴力は、被害者の生命の危険を伴うこともあり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。京都市では、ウイングス京都において、配偶者等からの暴力に関する専門相談窓口を開設しています。配偶者等からの暴力に悩んでいるかもしれない、もしもそんな人が身近にいたら、相談するようにアドバイスしてあげてください。

○ウイングス京都相談室
電話 075-212-7830 受付時間 11:00～12:30、13:30～18:00(水曜、日曜、祝日、年末年始を除く毎日)

※内閣府が開設している「配偶者からの暴力被害者支援情報サイト」で紹介されています。
(<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>)

ウイングス京都より

ウイングス京都図書情報室で所蔵する資料の中から、夫婦・家族に焦点をあて関連の資料を御紹介します。
※ウイングス京都の所蔵資料はホームページから検索できます。

夫婦関係学 への誘い

揺れ動く夫婦関係

諸井克英著
ナカニシヤ出版
○請求記号 63/モ



夫婦の現状や夫婦関係をうまく営む術などを、映画や小説・歌詞の一部を引用しながらわかりやすく論じ、新しい「夫婦の関係」を考えさせる。

夫が書いた 失敗しない、 共働き12の方法

早瀬謙一著 三水社
○請求記号 62/ハ



夫、製鉄所の技師、妻、研究員。ともに海外赴任も多く忙しい日々を送る夫婦の25年にわたる共働き生活を夫が語る。家事、育児、妻の海外赴任時の暮らし方等々、数々の体験から学んだ秘訣が満載。共働き生活をうまく続けるヒントに。

しんきり(全)

やまだ素著 筑摩書房
コミック

○請求記号 C/ヤ
※コミックは、図書情報室内での閲覧のみとなります。



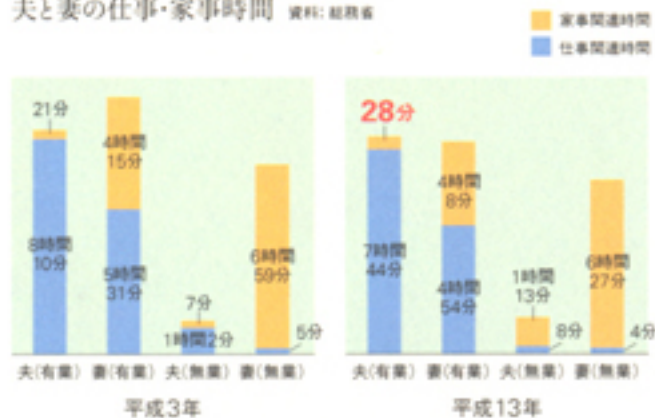
夫と2人の娘を持つ女性が主人公、日常生活に埋もれそうになりながらも自分の生き方を見つけようとする姿が描かれている。登場人物や主人公の感情がリアルに描写されており、劇的なストーリー展開はなくとも引き込まれてしまう。

京都市文化市民局
共同参画社会推進部男女共同参画推進課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る
Tel.075-222-3091 Fax.075-222-3223
<http://www.city.kyoto.jp/bunshidano>

財団法人京都市女性協会
〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御村山町262
Tel.075-212-7490 Fax.075-212-7460
<http://wings-kyoto.jp>



夫と妻の仕事・家事時間 資料:総務省



夫と妻の 仕事・家事時間 28分

少子化や晩婚化、非婚化が社会で大きく取り上げられる中で、家庭内での夫と妻の役割分担はどのように行われているのでしょうか。国では、私たちが日常生活の中で行う活動を、「睡眠、食事など生理的に必要な「1次活動」、仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い「2次活動」、これら以外に興味や娯楽など自由に使える時間での活動となる「3次活動」の3区分に分け、1日のなかでそれぞれの活

動にどのくらいの時間を費やしているかの調査を行っています。

この調査をもとに、夫と妻の1日の時間の使い方を比較してみると、もっとも大きく差が開くのが「2次活動」、つまり仕事や家事・育児等に費やす時間です。

グラフは、配偶者のある男女(夫・妻)について、「2次活動」に含まれる「仕事」と「通勤・通学時間」を仕事関連活動、「家事」、「育児」、「介護」を家事関連活動として、平成3年と平成13年の時間数で比較したものです。

いずれの場合も、無業の場合はもちろん、有業の(仕事を持つ)夫と妻の家事関連時間でも、平成3年では夫21分に対し妻が4時間15分、平成13年で夫が28分に対し妻が4時間8分と、その差は縮まってきているものの主に家事を担うのはやはり妻、というのが現実のようです。

一方、2004年に国が行った「男女共同参画社会に関する世論調査」では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について「反対・どちらか」といえば「反対」と答えた人は

48・9%と「賛成・どちらか」といえば「賛成」と答えた人の45・2%を上回っています。実際、京都市では、平成2年の国勢調査から、共働き世帯数が夫のみ就業(夫が就業、妻が非就業)世帯数と逆転して最も多くなっています。経済状況が依然として厳しいなか、一人で家計を支えることは大きな負担なのです。

一人ひとりに個性があるように、家族が力を合わせて築いていく家庭にもそれぞれ個性があるはず。夫は「あるべき」「妻は、こうあるべき」などといった固定観念や社会のしきたりにとらわれず、男女が対等なパートナーとして互いに尊重し合い、それぞれが自分の人生をより豊かに暮らしていく中で、家族の絆を深めていく。そんな心地よい家庭を応援できる社会の実現を目指しましょう。

○参考資料
平成3年、平成13年社会生活基本調査(総務省)
平成16年男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)
平成7年、平成12年国勢調査(総務省・京都府)